

令和4年度第1回千葉市男女共同参画審議会議事録

市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課

1 日 時

令和4年6月29日（水）10時00分～12時00分

2 会 場

千葉中央コミュニティセンター8階

千鳥・海鷗

3 出席者

（委員）今井委員、小川委員、片桐委員、鏑木委員、神田委員、久米村委員、小森委員、高野委員、高橋委員、敏森委員、長岡委員、矢野委員、山口委員

（欠席：岩藤委員、瀬古委員）

（事務局）神田生活文化スポーツ部長、山下男女共同参画課長、木村男女共同参画課長補佐、男女共同参画課主査、同主任主事、飯島こども家庭支援課長、宇野こども家庭支援課長補佐、こども家庭支援課主査、同主任保健師、男女共同参画センター館長、男女共同参画センター主査

4 議 題

- （1）令和3年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について
- （2）令和4年度事業計画（男女共同参画課・こども家庭支援課）について
- （3）「男女共同参画に関する意識調査」の調査結果報告について
- （4）男女共同参画に関する次期基本計画について
- （5）DV防止・被害者支援に関する次期基本計画について

5 議事の概要

- （1）令和3年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について
令和3年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について、報告を行った。
- （2）令和4年度事業計画（男女共同参画課、こども家庭支援課）について
令和4年度事業計画（男女共同参画課・こども家庭支援課）について、報告を行った。
- （3）「男女共同参画に関する意識調査」の調査結果報告について
「男女共同参画に関する意識調査」の調査結果報告について、報告を行った。
- （4）男女共同参画に関する次期基本計画について
男女共同参画に関する次期基本計画について、説明及び意見聴取を行った。

(5) DV防止・被害者支援に関する次期基本計画について

DV防止・被害者支援に関する次期基本計画について、説明及び意見聴取を行った。

6 会議経過（発言）（○…委員、△…事務局）

(1) 開会

(2) 生活文化スポーツ部長挨拶

(3) 欠席委員の報告及び新任委員紹介

(4) 【議題1】令和3年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について

○小川会長 新しい年度になり新しいメンバーを迎え、非常に大きな仕事があるということで、皆様のお力添えをお願いしたい。本日は特に議題が多く、時間が限られるなかで円滑な進行にご協力をお願いしたい。早速、議題1「令和3年度事業報告」について、事務局からご説明をお願いしたい。

△山下男女共同参画課長 <事務局説明>

△飯島こども家庭支援課長 <事務局説明>

○小川会長 デートDV予防啓発リーフレットを市立中学校2年生に全数配布されているが、「デートDVについての意識・実態アンケート調査 調査結果報告書」をみると、「「デートDV」という言葉をどこで見たり聞いたりしましたか?」というアンケートに対して、「学校の授業」との回答が55%になっており、一定の効果を出しているのではと拝見した。ご質問やご意見はいかがか。

○小森委員 DVについて伺いたい。相談件数自体は昨年度よりは減っているが、令和元年度よりは増えているということだが、「保護命令に伴う裁判所への書面提出」が2件と少ないことが気になる。かなりハードルが高いと感じているか。また、「被害者相談証明書発行」の件数も昨年から大分減っているが、これの令和元年度のデータを教えていただきたい。簡単で良いので、保護命令や支援措置、被害者相談証明書等についてご説明いただきたい。

△飯島こども家庭支援課長 「保護命令に伴う裁判所への書面提出」の件数については、平成28年度からの件数の推移は、2件、3件、1件となっており、比較的ハードルが高いのかもしれないが、件数としては例年ベースと考えている。「被害者相談証明書発行」の件数についても、毎年、およそ200件から250件の間で推移しており、特段、令和3年度に件数が少なかったものではないと考えている。「被害者相談証明書発行」件数は、令和元年度が279件、令和2年度が378件、令和3年度が267件となっている。支援措置とは、例えば住民基本台帳の閲

覧制限や、住民票の写しの交付制限を行うために、住民基本台帳事務において、この支援措置の申請をDV被害者が行った場合に、相談を行ったことの証明を求められるが、その求めに応じて証明をするものが、支援措置の証明件数となる。

○小森委員 法律的なことは難しいため、分かりやすく補いながらご説明いただきたい。

○小川会長 保護命令の件数について敏森委員からコメントはあるか。

○敏森委員 「保護命令に伴う裁判所への書面」とあるが、具体的に何の書面を指しているのか。

△飯島こども家庭支援課長 裁判所から配偶者暴力相談支援センターに対し、どういった相談があったか等について照会された際に発行するものである。

○敏森委員 裁判所からの照会に対する配偶者暴力相談支援センターからの文書の発行は、事案に応じて行われるため、保護命令の申し立て自体はこの件数に関わらずもっと多く有るとのことだと認識している。また、本人でも申し立て自体は可能だが、専門家の視点で見ると、この点を記述した方が、より申し立てが通りやすかったのではないと思われる事例や、後に裁判所で離婚の手続きを行う段階で、ご本人が申し立てをした保護命令申立書類の副本が相手方に送られているので、ご本人にとって不利に働いてしまうことが有り得る。保護命令申立前の段階でぜひ弁護士への相談をご活用いただきたい。

△飯島こども家庭支援課長 保護命令に伴う裁判所への書面の件数は少ないが、裁判所からの要求に応じて対応できるよう今後も体制を維持していきたい。

○小川会長 相談件数は2,728件ある。なるべくハードルを下げていく、また専門家と連携を深めていく形で進めていただきたい

(5) 【議題2】令和4年度事業計画（男女共同参画課・こども家庭支援課）について

○小川会長 議題2「令和4年度事業計画」について、事務局からご説明をお願いしたい。

△山下男女共同参画課長 <事務局説明>

△飯島こども家庭支援課長 <事務局説明>

○小川会長 LGBT専門相談は、数年前に開始したかと思うが、相談の状況はいかがか。

△男女共同参画課主査 LGBT専門相談は、令和元年度11月から相談を開始したが、令和元年度受付件数は10件、令和2年度は23件、令和3年度は26件、令和4年度は4月までで1件である。6月までは電話のみでの相談で、7月からは相談回数を月1回から2回に増やし、LINE相談を開始する。

○小川会長 認知されていけば、相談件数も増えてくると思う。

○高橋委員 パートナーシップ宣誓制度の都市間連携とは、具体的にどのような制度か。

△山下男女共同参画課長 パートナーシップ宣誓制度は、それぞれの市で個別に行っている制度であるため、転出すると制度が適用されなくなってしまうという問題があり、転出時には、改めて独身であること等を証明するため、戸籍謄本等の書類を揃える必要がある。船橋市、松戸市、横浜市は、千葉市とほぼ同じ制度であるため、連携をすることにより、そういったことをすでに確認済みとして、書類を揃える必要がなくなるといった制度である。

(6) 【議題3】「男女共同参画に関する意識調査」の調査結果報告について

○小川会長 議題3「男女共同参画に関する意識調査」について、事務局からご説明をお願いしたい。

△男女共同参画センター館長 <事務局説明>

○小川会長 大変包括的な調査をしていただきありがたい。ここまでの報告書をまとめるのは大変だと思う。今後の計画作成に非常に参考になる調査結果だと思う。

○敏森委員 2点話をしたい。1点目は、資料3ページの「人権が尊重されていないと感じることについて(問3)」の調査結果について、「痴漢行為や強制わいせつなどの性犯罪」でさえ56.7%であることに、個人的に、まだこのような認識なのかと非常に驚いた。一般的にこういう事件についてどう思うかと、自分の経験としてこう感じたことがあったかどうか、回答に混在している可能性もあると思う。そうであれば、質問の仕方を工夫する必要があると感じた。また、もっと理解が進んで欲しいと感じた。2点目は、資料7ページの「一般的に女性が職業をもつことについて(問9)」について、出産した際や育児中の認識について調査をしたかと思うが、男性についてはどうなのかという問いを入れなかった理由はあるか。

△山下男女共同参画課長 1点目の資料3ページ「人権が尊重されていないと感じることについ

て（問3）」の調査結果についてだが、「痴漢行為や強制わいせつなどの性犯罪」はそもそも犯罪であり、100%に近い数字になるべきものだと考えている。選択肢を多数並べた中から、感じたことを選ぶ方法の質問であったため、こういった数値になったかもしれない。次回、同様の趣旨のアンケートを行う際には、質問の方法を検討したい。2点目の資料7ページ「一般的に女性が職業をもつことについて（問9）」についてだが、女性、男性のどちらに対しても同じことを質問すべきというご意見はおっしゃるとおりである。しかし、我々としては、現状では女性の方が、圧倒的に仕事を続けることに障壁を持っているという課題認識がある。そのため、特に女性の置かれた状況を確認したく、女性にポイントをしばって質問をした。

○敏森委員 その趣旨は理解できるものである。ただ、私がアンケートに回答するとしたら、個人の自由であるという考えが基本にあるため、「その他」になると思う。このような質問をされる際に、常に、女性を対象とされ回答を求められることに違和感がある。逆に、男性であっても、パートナーが出産したら仕事をやめてパートナーを支える、といった生き方があっても良いはずで、それが多様性のある生き方だと認識している。そういった問を入れてみることによって、回答者を刺激することがあっても良いと思う。また、アンケート自体がバイアスを前提としてはいけないので、今後は配慮する必要があるのではないか。「一般的に女性が職業をもつことについて」こうあるべきと示すこと自体が偏見になりかねないと感じる。どういう社会が望ましいかといった質問に置き換えてしまうのもありかと思う。例えば「出産しても仕事ができる社会が良い」等の選択肢にすると、自分以外の人や社会の在り方がどうかということにも意識が広がっていく。質問の方法については検討が必要だと感じた。

○小川会長 どのような社会が望ましいかを考える際に、様々な選択肢がある社会を考えていくことがとても大事だと感じた。

○山口委員 資料7ページ「一般的に女性が職業をもつことについて（問9）」についてだが、性別役割分担意識が根強く残っていて、どうしても男性は仕事、女性は家事・育児という意識があるので、女性が職業を持つことについての質問も必要であり、先ほど敏森委員から提案のあったものは別の質問になるかと思う。少し前までは、「俺の給料で何が不足なのだ」、「なんで主婦が出来ないのだ」などと、女性が働くことに反対する夫が多い時代だった。そこからどれくらい意識が変わってきたかを確認するためには必要な質問だと思う。

○小川会長 ジェンダーに関しては世代による感覚の違いが色濃く出ており、その点にも配慮する必要がある。ところで、資料15ページ「5 家庭生活と職場や地域の活動」について、男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識が、年代が高いほど『賛成』の傾向があるが、男性は30歳代が、60歳代以上の高齢世代に続いて高いという結果が出ている。若い世代の保守化についてはどのように分析しているか。

△山下男女共同参画課長 調査結果の背景は分からないため、あくまで想像になってしまうが、若い世代は自分の給与の上昇など生活が良くなる実感があまりない状況で生活してきた。そのため、男性が、責任感から、家計を支えなくてはいけないという意識をもっているかもしれない。

○小川会長 確かに男性に関しては、自分の親よりも良い生活が出来ると思うか、ということについて、20代・30代はかなりネガティブに捉えているという調査結果もあり、そういった点とも関連するかもしれない

○久米村委員 30歳代の性別役割分担意識が高いことについて、想像ではあるが、男性が育休を取りにくいことが最大の背景だと考えている。男性が育休を取りにくいことにより、女性は家庭、男性は仕事、と分業で仕方ないとなってしまうのではないか。様々な職場において、男性が育休を取ることに後ろめたさを感じている方がいる。雇用主や行政の長に対して、男性の育休についての意識や、施策についてのアンケート調査を行うと、背景が見えてくるのではないかと考える。欠員が出て困難な状況にならない職場を目指して、人員の確保、増員を求めていく必要があるのではないか。

○小川会長 なぜ男性の育休が取りにくいかについて卒論を書いた男子学生もいる。色々な要因はあるかと思うが、男性正社員の長時間労働の問題が絶対にあると思う。また、職場環境の影響も大きいと思う。イクメンボスがいればよいが、そうでない場合にディスカレッジされてしまう。そのあたりもアドバイザーの方からの働きかけがあると進んでいくと期待したい。

(7) 【議題4】男女共同参画に関する次期基本計画について

(8) 【議題5】DV防止・被害者支援に関する次期基本計画について

○小川会長 議題4「男女共同参画に関する次期基本計画」について、事務局からご説明をお願いしたい。

△山下男女共同参画課長 <事務局説明>

※冒頭で、生活文化スポーツ部長より小川会長へ諮問書を手交

△飯島こども家庭支援課長 <事務局説明>

○小川会長 今年1年間の大きな宿題である。まず、第5次ハーモニープランに関しての質疑を行いたい。第4次ハーモニープランからカテゴリーが統合された。また、コロナ下を踏まえて、貧困など困難を抱える状況に対する対応が前面に押し出されている。

○矢野副会長 資料4-2「第4次ハーモニープラン指標の進捗状況」の「市職員の管理職に占める女性割合」について、令和4年4月現在の数値が22.9%で、最終目標が令和7年度に30.0%である。基本的には50%にならなくてはならない。市が率先してやらなくてはならない典型的なことであり、目標としては割合が少ないと感じる。カッコ内に、教職員を含めた数値として、24.5%と書かれているが、今は、校長、教頭の女性の割合がかなり増えている。私は元教職員だが、それによって不都合があるという話は聞いていない。また、「市男性職員の育児休業取得率」についても、もっと率先して取組を行ってほしい。プランの内容が多岐にわたり、まとめるだけでも大変だにご尽力、努力には頭が下がる思いだが、やるべきことがお題目で終わってしまわないように、率先して実行してもらいたい。

△山下男女共同参画課長 ご指摘はおっしゃるとおりである。「市職員の管理職に占める女性割合」は、基本目標1「あらゆる分野における女性の活躍」の施策である。当分野は最優先に強力に進めて行かなくてはならないと課題意識を持っている。現状が低い数値に留まっていることはご指摘のとおりであり、民間企業にもお願いする中では、市が率先して進めるべきものだと考えている。ただし、管理職を増やすことはすぐに出来るものではなく、普段からの研修や教育、実務経験を積ませることが必要である。また、管理職の候補となる、班を統括する主査の女性割合は順調に増えている状況であり、数年から10年程度かかってしまうかもしれないが、女性の管理職が増えることにつながると考えている。

○矢野副会長 ぜひ市が率先して実行し、他にも波及させていくように、範を見せていくことを期待したい。

○小川会長 ぜひお願いしたい。また、「職場において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合」の目標が50%となっている。管理職の育成には時間がかかることは理解できるが、職場におけるジェンダー平等の意識に関しては、できるだけ100%に近づけていただきたいと思う。さらに、男女の賃金格差の問題も、日本のジェンダーギャップ指数を押し下げている原因の1つである。賃金格差の是正もどこかに入ると良いと思う。

○神田委員 資料4-2「第4次ハーモニープラン指標の進捗状況」のように、目標などを数値でとらえることは良いことだと思う。できればもう少し上を狙ってもよいと思う。私は、足掛け6年間男女共同参画に関わってきたが、日本の歴史をかえりみると、男女共同参画社会は遠い道のりだと思う。資料4-6「第5次千葉市男女共同参画基本計画 骨子(案)」について、施策の方向性で「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」とあるが、このような状況を打開するため、目標を立て、市民の方にアピールする姿勢を評価したい。

習志野市でアンコンシャスバイアスの講座を受講した。小学生の子供たちにも分かりやすいイ

ラストのようなもの作成し、配布してもよいのではないかと。思い込みが、社会の大きなかじ取りを邪魔していると感じている。

○小川会長 ジェンダーステレオタイプ、ジェンダーバイアスの除去はとても大事な課題である。教育に関する施策について、現行計画の「学校教育」という表記から、「教育」という表記に変更された。恐らく社会教育を含めるためかと思うが、先ほど紹介のあった調査結果からも学校教育は非常に重要だと思う。学校教育においてジェンダーバイアスを除去していく取組みは引き続きお願いしたい。

○鈴木委員 きめ細かく計画されている。ジェンダー平等やワーク・ライフ・バランスなど、計画に記載されている理念を社会の共通認識として広めていってほしい。自身の過去を振り返ると、古い観念からスタートしており、中学生の頃に「私の理想は良妻賢母だ」と言った記憶がある。その当時は本当にそう思っており、子どもをしっかりと教育して、家庭を守ってと思っていた。しばらくぶりに当時の同級生に聞いて「私、その発言を聞いてびっくりした」と言われたことを思い出した。歳を経て、子どもたちの状況もすごく変わってくるのを目の当たりにし、自分も啓発され、良妻賢母が悪いわけではないが、考えが変わった。情報をもっと広く発信し、この考えが醸成されるとよいと思う。広報についても考えていただきたい。

○小川会長 基本目標2「安全・安心で自分らしい暮らしの実現」に関わることだと思う。

○高野委員 資料4-6「第5次千葉市男女共同参画基本計画 骨子(案)」について、現行の5つの基本目標から、新計画では4つの基本目標に変更となった。「あらゆる分野における女性の活躍」が重要であるため、第1番目の基本目標にしたと説明があった。また、骨子(案)の基本目標2「安全・安心で自分らしい暮らしの実現」には、現行計画の基本目標2と基本目標5の内容が含まれており、かなりボリュームゾーンになっている。非常に重要な点であり、これをいかに実行に移していくかが難しい点だと思う。特に、施策の方向性6「防災・復興における男女共同参画の推進」について、アクションプランとして期待したい。基本目標3「ワーク・ライフ・バランスを実現できる社会づくり」の3番目の施策の方向性「市民に寄り添ったデジタル化・スマート化の推進」にもすごく期待したい。非常によく練られた骨子(案)だと思った。国や千葉県の計画を踏まえる必要があると思うが、千葉市ならではの男女共同参画の重点目標やここは頑張っているということが市民に見えると思う。矢野委員からの意見に対し、男女共同参画課長から、時間はかかるが、主査の女性が増えれば管理職の女性割合は上がっていくと話があった。また、衆議院議員に占める女性の割合は10%程度であるが、中学校の校長先生の女性割合は8%程度とそれよりも低い。このように引き上げたということが目に見えることに期待したい。

○小川会長 色々なことを見える化することは大事である。情報があふれている中で、逆に見えなくなっているものもある。支援につながるのは、実は問題全体のわずかな部分にすぎないということをよく感じる。こども家庭庁設置に関連する法律が成立したが、こどもの声を聴くという内容が入っている。当事者の声を聴くことはとても大事なことである。様々な相談機能を持っているので、そこからあがってきた相談について、実際にどういった制度的な障壁があるのか、どうすればきちんとした形で支援につながり、自立に向けて歩みを進めることが出来るのか、当事者の声を聴いて、当事者がエンパワーされるような支援の在り方につなげていくとよい

○小森委員 大変工夫して新しい骨子をまとめたと感じる。2点質問したい。骨子（案）の基本目標1の施策の方向性2については、雇用に限らないため、「働く場における男女共同参画の推進」としたとのことだが、施策の方向性3「自営の商工業や農林水産業の分野等における男女共同参画の推進」との違いを聞きたい。また、実際には、起業して、自立した生活ができるほどの収入を得ることは難しい場合もある。能力のある女性が起業して活躍することは素晴らしいことだと思うが、逆に労働市場に入れないうために、細々と、起業という名の内職のような状態になっている方もいるかと思うので、そこは気を付けてほしい。シングルマザーの支援をしているが、起業を希望する方でも、この人はやっていけるのかなと思うことがある。どのようなモデルがあるか教えてほしい。次に、教育分野において、基本目標4の施策の方向性1「様々な個性や能力を伸ばし、可能性を拓げる教育の推進」について、学校で平等教育を推進することは重要で期待している。一方で、学校現場において男女差別が再生産されることがあってはならないと思っている。コロナ下で、学校の先生方も大変苦労したかと思うが、家庭教育の負担が増えてしまっていた。また、デジタル環境を整えることが家庭の負担になっていた面もある。デジタル環境も推進していかなければいけないが、出来る家庭と出来ない家庭があることを考えていただきたい。障害児や不登校の子どもがいる場合に、女性が働き続けることが出来る環境なのか、そういった視点も入れていただきたい。

○小川会長 社会全体で格差が拡大している中で、家庭だけにそれを押し付ける形になると、子どもの貧困の問題が再生産されてしまうことがある。

△山下男女共同参画課長 2点の質問をいただいた。まず、基本目標1「あらゆる分野における女性の活躍」の施策の方向性2「働く場における男女共同参画の推進」と、施策の方向性3「自営の商工業や農林水産業の分野等における男女共同参画の推進」の違いについて説明したい。自営の商工業や農林水産業の分野においては、男女のアンコンシャスバイアスが根強くあるという考え方が国にもあり、重点的に個別に取り組まなくてはいけないため記載している。「起業や雇用によらない働き方等への支援」についてはおっしゃるとおりである。今までは、雇用している会社が女性の支援を担っていた部分も大きかったと思うが、起業する方にはそういった支援はない。非正規雇用の方も含め、やむを得ず雇用による働き方が出来ていない方に、今まで想定して

いた形の支援が届いていないことも考えていくため、広く「働く場」としてとらえ記載している。施策の方向性2と3は、そのような違いがある。

教育についてのご指摘もおっしゃるとおりで、教育の場で男女差別が再生産されてはいけない。GIGAスクール構想の中で、学校における端末の整備をしており、通信環境が整えられない家庭へ一定程度の支援はしていたかと思う。ただし、必ずしも支援を受けられている方ばかりではないことも考慮して計画を作らなくてはいけない。男女は平等であり、あらゆる分野において平等に参画していかなければいけないと意識を持ってもらうことが一番重要であり、どのように記載していくか、これからみなさまにご相談しながら進めていきたい。

○小川会長 多文化共生の推進は記載されているが、千葉市の外国人住民比率は2%以上である。外国人住民の方々にも支援が届くようにしていただきたい。DVの問題は、外国人の家庭でも生じている問題である。全体として人権の視点も大事だと思っており、トーンダウンしないようお願いしたい。DV防止・被害者支援基本計画に関しては、現場で携わっている方もいると思うので、意見を伺いたい。

○山口委員 DV被害者の子供たちのケアに関する内容が入ったことはすごくうれしい。離婚すれば良いということではない。トラウマがよみがえってくるなど、その後の方が精神的に苦労を重ね、普通の生活にもどるまで何年も時間がかかる。暴力を受けたら離婚すれば良いと一般的には思われがちだが、そのあとの方が重い症状が残るため、それを見て育った子どもたちが、自分が成人になってどういう結婚生活をするのか、あるいは社会人になるのか、そこまで関係してくる。そのため、被害者の子どものケアに関する内容が入ってよかった。

○小川会長 海外では、離婚する前から相談し、離婚した後もケアするといった離婚相談所のようなものがある。離婚を勧めるわけではないが、準備をして離婚をすることを支援する制度がある。子どもの問題はとても大きいと思う。

○片桐委員 DVの被害を受けている方が警察に助けを求めた際に、殺されるなど本格的な問題が起きない限り、警察は介入しないという話を聞いたことがある。しかし、何回か前の会議では、介入することもあると聞いた覚えがある。状況を確認したい。

△飯島こども家庭支援課長 実際には、DVなどの被害を受けている方が警察に相談した場合は、相談にのってくれる。また、避難する際の同行も対応してくれる。もしそういった方が身近にいれば、そのような回答をしても差し支えない。

○小川会長 今は、警察でもかなりきちんと対応していただけていると思うが、地域によって違いがあるかもしれない。基本目標V「施策推進のための連携協力、体制整備」とあるが、警察や

病院、学校、児童相談所などが、どれくらい連携がとれているかは、まだ課題があるかと思う。

○敏森委員 個人的には、かなりひどい案件であっても、警察が、必ずしもこちらの思うように対応してくれないという感想を抱くことは多い。どこが分かれ目になるかは、証拠がたくさん残っている事件なのか、証拠がほとんど無く、ご本人の訴えだけかということが1つ。また、警察の実際に対応してくれる方のDVに対する見識で、かなり差が出てしまう感想を抱いている。弁護士が関わる場合は、被害届の提出や告訴状の提出まで同行して支援をすることが出来るので、その点も情報として共有したい。

○小川会長 被害者の訴えをどのように受け止め、判断し、行動につなげるかということに関して、交番の一人一人の警察官が判断することは中々難しい。警察は、被害者が最初に支援を求める先の1つであるが、そこでの対応にかなりばらつきがあるとすると、研修を行い対応を標準化していくことも大切だと思う。警察に対してのDV研修などは千葉市で行っているか。

△飯島こども家庭支援課長 警察との情報共有の場として、平成29年度から県の人身安全関連事案連絡会議に千葉市も参加しており、年に数回出席している。最近はコロナ下のため開催は不定期ではあるものの、そういう場を用いて情報共有をしていきたい。

○小森委員 DVと言うと、実際に身体への暴力を受けたことに話が限定されがちだが、何時間も大声で怒られることや、行動を抑制されること、経済的なDV、モラルハラスメントなど多岐に渡る。また、それらが身体的な暴力と連携していることもあれば、していないこともある。色々な意味で女性の人権が守られるような計画にしていきたい。

○小川会長 警察に行って何か証拠を求められた際に、殴られたあとがあれば証拠となるが、DVの範囲はもっと広い。言葉によるハラスメントや自由を奪うことなどに関しては証拠の提出をしようがないが、それらもDVである、という認識が共有されると良いと思う。それではこれで議事は終了としたい。言い忘れたことや気付いたことなどがあれば事務局に連絡してほしい。進行を事務局にお返ししたい。

△木村男女共同参画課長補佐 次回の審議会は、9月頃を予定しており、改めて事務局からご連絡する。以上をもって、令和4年度第1回千葉市男女共同参画審議会を閉会する。